

第92回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 平成30年6月20日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所 埼玉県さいたま市中央区新都心3番地2
ラフレさいたま 3階 桜ホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)

■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
の報酬の額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬の額
設定の件

目次

第92回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	4
(添付書類)	
事業報告	14
連結計算書類	34
計算書類	36
監査報告書	38
株主総会会場ご案内図	裏表紙

経営理念と社訓(行動規範、リズムスピリット)

経営理念

(基本理念)

**たゆみない創造と革新を続け
豊かで楽しい安全な社会づくりに貢献する**

- ・人々に喜ばれる製品・サービスを創造する
- ・世界の国々における取引を通じ関係者の繁栄を図る
- ・活力ある企業風土を築く

(社 訓)

質実剛健の精神 / 科学性(合理性)に徹する精神 / 明朗協調(和)の精神

社訓(リズムスピリット) = 行動規範

質実剛健の精神

真面目で飾り気がなく、強い正義感を持ち旺盛なファイトと実行力を持つこと

科学性(合理性)に徹する精神

物事を合理的系統的に考え判断の物差しとし、常に技術の向上に努めること

明朗協調(和)の精神

健康で社内外を問わず、上下横の和を尊ぶこと (安易な妥協はいけない)



RHYTHM

証券コード 7769
平成30年6月4日

株主各位

埼玉県さいたま市大宮区北袋町
一丁目299番地12
リズム時計工業株式会社
代表取締役社長 樋口 孝二

第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第92回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月19日（火曜日）午後5時45分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月20日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心3番地2
ラフレさいたま 3階 櫻ホール

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第92期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第92期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の額設定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬の額設定の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表」並びに「計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表」につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。
 - ◎ 本招集ご通知に掲載しております株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じたときは、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎ 資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 当日は節電への対応として、当社では軽装（いわゆるクールビズ）にてご対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席ください。

当社ウェブサイト http://www.rhythm.co.jp/ir/soukai_info.html

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、株主の皆様への継続的かつ安定的な配当を基本とし、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたく存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金30円
配当総額 247,894,680円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年6月21日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により「監査等委員会設置会社」への移行が可能となりました。つきましては、取締役会の監督機能を一層強化するとともに、取締役会における迅速な意思決定を促進することで、当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るため、「監査等委員会設置会社」へ移行したいと存じます。

これに伴い、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役および監査役会に関する規定の削除を行うものであります。

- (2) 改正会社法において、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することにより、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第26条(取締役の責任免除)の変更を行うものであります。なお、当該変更については、監査役全員の同意を得ております。
- (3) 上記の新設、削除、変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 〕 第3条 (機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、<u>取締役会、監査役、監査役会、及び会計監査人を置く。</u></p> <p>第5条 〕 第6条 〕 第11条 第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条 〕 第18条 第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>株主総会の決議により</u>選任する。</p> <p>② <条文省略> ③ <条文省略></p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 〕 第3条 (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、<u>取締役会、監査等委員会及び会計監査人を置く。</u></p> <p>第5条 〕 第6条 〕 第11条 第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条 〕 第18条 第4章 取締役及び取締役会<u>並びに監査等委員会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は、10名以内とする。 ② <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において</u>選任する。</p> <p>② <現行どおり> ③ <現行どおり></p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>第22条 ＜条文省略＞</p> <p style="padding-left: 2em;">（取締役会の招集）</p> <p>第23条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="padding-left: 2em;">② 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">③ 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める「取締役会規程」による。</p> <p style="padding-left: 2em;">（取締役会の決議方法等）</p> <p>第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">② 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p style="padding-left: 2em;">③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">④ <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該決議において別段の定めがなされる場合を除き、当該選任決議のあった株主総会后2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第22条 ＜現行どおり＞</p> <p style="padding-left: 2em;">（取締役会の招集）</p> <p>第23条 ＜現行どおり＞</p> <p style="padding-left: 2em;">② 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">③ ＜現行どおり＞</p> <p style="padding-left: 2em;">（取締役会の決議方法等）</p> <p>第24条 ＜現行どおり＞</p> <p style="padding-left: 2em;">② 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p style="padding-left: 2em;">（重要な業務執行の委任）</p> <p>第25条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、報酬等という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第26条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令が定める範囲で、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数) 第27条 当会社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(選任) 第28条 監査役は、株主総会の決議により選任する。</p>	<p>(常勤の監査等委員) 第26条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集) 第27条 監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会規則) 第28条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める「監査等委員会規則」による。</p> <p>(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 <現行どおり></p> <p>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p style="text-align: center;"><削除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<削除>
<p>(任期)</p>	
<p>第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<削除>
<p>② 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<削除>
<p>(常勤監査役)</p>	
<p>第30条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</p>	<削除>
<p>(監査役会の招集)</p>	
<p>第31条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p>	<削除>
<p>② 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める「監査役会規則」による。</p>	<削除>
<p>(監査役会の決議方法)</p>	
<p>第32条 監査役会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<削除>
<p>(報酬等)</p>	
<p>第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<削除>
<p>(監査役の責任免除)</p>	
<p>第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令が定める範囲で、取締役会の決議によって免除することができる。</p>	<削除>
<p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<削除>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6章 計 算</p> <p>第35条 } <条文省略> 第37条</p> <p>附 則</p> <p>第38条 <条文省略> <新設></p>	<p>第5章 計 算</p> <p>第31条 } <現行どおり> 第33条</p> <p>附 則</p> <p>第1条 <現行どおり> 第2条 平成30年6月開催の定時株主総会終結前における監査役（監査役であった者を含む。）の行為に対する責任免除規定については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第34条の規定によることとする。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行し、取締役6名全員は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1 再任	樋口孝二 (昭和33年11月5日生)	<p>昭和56年4月 当社入社</p> <p>平成19年10月 当社時計事業部時計企画本部マーケティング部長</p> <p>平成21年4月 当社時計事業部時計企画本部長、兼マーケティング部長</p> <p>平成21年6月 当社取締役</p> <p>平成23年4月 当社時計事業部長、兼時計企画本部長</p> <p>平成23年6月 当社常務取締役</p> <p>平成25年6月 当社専務取締役</p> <p>平成28年6月 当社専務取締役 時計事業担当</p> <p>平成28年6月 当社代表取締役社長（現在に至る）</p>	6,200株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>樋口孝二氏は、長年に亘る時計事業での業務執行を通じた豊富な経験に加え、代表取締役就任以降においても、強いリーダーシップと実行力に基づき当社および当社グループを統率・牽引する役割を果たしております。</p> <p>今後も、持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2 再任	おくだ しんいちろう 奥田 伸一郎 (昭和31年1月28日生)	昭和54年4月 当社入社 平成11年6月 当社管理本部経営企画室長 平成23年4月 当社管理本部長、兼企画部長 平成23年6月 当社取締役 コンプライアンス推進室・内部監査室担当 平成25年4月 当社人事総務部長 平成27年6月 当社企画財務部長 平成27年6月 当社常務取締役管理本部長、兼企画財務部長、コンプライアンス推進室・内部監査室担当 平成27年8月 当社常務取締役管理本部長、コンプライアンス推進室・内部監査室担当 平成28年6月 当社取締役常務執行役員 管理本部長 (現在に至る) 平成30年1月 当社企画部長	5,600株
【取締役候補者とした理由】 奥田伸一郎氏は、当社管理部門での業務執行を通じた豊富な経験に加え、取締役常務執行役員として人事・財務政策へ強いリーダーシップを発揮するなど、経営に関する幅広い見識を有しております。今後も、持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
3 再任	ひらた ひろみ 平田 博美 (昭和30年5月12日生)	昭和53年3月 協伸工業株式会社（現リズム協伸株式会社）入社 平成18年6月 同社常務取締役 平成21年6月 同社代表取締役副社長 平成22年6月 同社代表取締役社長 平成23年8月 同社代表取締役兼執行役員社長 平成25年6月 同社代表取締役社長（現在に至る） 平成25年6月 当社取締役 接続端子事業担当 平成28年6月 当社取締役常務執行役員 接続端子事業担当 (現在に至る)	49,207株
【取締役候補者とした理由】 平田博美氏は、リズム協伸株式会社の代表取締役として接続端子事業での経営に携わるなど豊富な経験と見識を有しており、当社グループ加入以降、グループの融和に尽力してまいりました。今後も、持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

(注) 当社と各候補者との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	こいずみ ゆういち 小泉 裕一 (昭和29年4月18日生)	昭和54年4月 当社入社 平成10年3月 当社海外営業本部海外営業部長 平成12年4月 RHYTHM U.S.A.,INC.代表取締役社長 平成17年6月 当社取締役 平成20年6月 当社取締役退任 平成20年6月 RHYTHM U.S.A.,INC.代表取締役社長 平成25年6月 当社顧問 平成26年6月 当社監査役（現在に至る）	2,500株
新任	【取締役候補者とした理由】 小泉裕一氏は、国内外を通じて得た業務執行に関する豊富な経験に加え、当社およびその子会社に対する経営の健全性を確保する十分な知識と高い見識を有しており、当社監査役の職務を適切に遂行していただいております。 今後においては、引き続き監査・監督機能の向上に尽力いただき、当社取締役会の適切な意思決定へもその知見などを反映していただくため、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。		
2	たかぎ けんのすけ 高木 権之助 (昭和21年2月12日生)	昭和55年4月 弁護士登録、東京弁護士会（現在に至る） 平成3年5月 高木法律事務所開業（現在に至る） 平成17年12月 当社顧問弁護士に就任 平成23年6月 当社監査役（現在に至る）	100株
新任	【取締役候補者とした理由】 高木権之助氏は、弁護士として企業法務に精通し、企業経営の健全性を確保する十分な知識と高い見識を有しており、当社社外監査役の職務を適切に遂行していただいております。 今後においては、引き続き監査・監督機能の向上に尽力いただき、当社取締役会の適切な意思決定へもその知見などを反映していただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。		
社外 独立			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3 新任 社外 独立	やました かずひこ 山下 和彦 (昭和31年3月19日生)	昭和54年4月 株式会社埼玉銀行（同行はその後合併等を経て、平成4年株式会社あさひ銀行、平成15年株式会社埼玉りそな銀行となる）入行 平成13年4月 株式会社あさひ銀行坂戸支店長 平成15年3月 株式会社埼玉りそな銀行ローン事業部長 平成17年6月 同行執行役員リスク統括部担当、兼オペレーション改革部担当 平成17年10月 株式会社埼玉りそな銀行執行役員多摩地域担当、兼武蔵野地域担当 平成19年7月 りそな決済サービス株式会社専務取締役 平成19年12月 りそなカード株式会社代表取締役副社長 平成23年6月 同社取締役退任 平成23年6月 エヌ・ティ・ティ・データ・ソフィア株式会社取締役副社長 平成28年6月 当社監査役（現在に至る） 平成29年6月 エヌ・ティ・ティ・データ・ソフィア株式会社取締役副社長退任 平成29年6月 株式会社チノー社外監査役（現在に至る） 平成30年2月 株式会社オプトエレクトロニクス監査等委員である社外取締役（現在に至る）	200株
	【取締役候補者とした理由】 山下和彦氏は、エヌ・ティ・ティ・データ・ソフィア株式会社の取締役副社長を務められるなど、企業経営の経験に基づく高い見識と健全性を確保する十分な知識を活かし、当社社外監査役の職務を適切に遂行していただいております。 今後においては、引き続き監査・監督機能の向上に尽力いただき、当社取締役会の適切な意思決定へもその知見などを反映していただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。		
4 新任 社外 独立	すずき きんや 鈴木 欽哉 (昭和28年11月7日生)	昭和54年10月 監査法人西方会計士事務所（同監査法人はその後合併等を経て、平成2年監査法人トーマツ、平成21年有限責任監査法人トーマツとなる）入所 平成12年5月 有限責任監査法人トーマツ代表社員 平成26年7月 有限責任監査法人トーマツ退所 平成26年8月 公認会計士鈴木欽哉事務所開設（現在に至る） 平成27年6月 双信電機株式会社社外監査役（現在に至る） 平成28年6月 当社監査役（現在に至る）	500株
	【取締役候補者とした理由】 鈴木欽哉氏は、長年大手監査法人に所属し、公認会計士として財務及び会計に関する豊富な知識・経験を有しており、当社社外監査役の職務を適切に遂行していただいております。 今後においては、引き続き監査・監督機能の向上に尽力いただき、当社取締役会の適切な意思決定へもその知見などを反映していただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 当社と各候補者との間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。
(1) 各候補者のうち、高木権之助、山下和彦、鈴木欽哉の3氏が社外取締役候補者であります。

- (2) 各社外取締役候補者は、現在当社の社外監査役であり、それぞれ社外監査役としての任期は、本総会終結の時をもって高木権之助氏が7年、山下和彦氏が2年、鈴木欽哉氏が2年であります。
- (3) 当社と各社外取締役候補者との間において、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額であります。なお、本議案が原案どおり承認可決された場合、当社は各候補者との間であらためて同様の契約を締結する予定であります。
- (4) 各社外取締役候補者は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ております。なお、本議案が原案どおり承認可決された場合には、あらためて独立役員（社外取締役）として届け出る予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の額設定の件

当社の取締役報酬につきましては、平成18年6月23日開催の第80回定時株主総会において、年額1億800万円以内と決議いただき今日に至っております。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行することとなりますので、移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の額につきまして、これまでの取締役の報酬の額及び昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、基本報酬額と取締役賞与額とを合わせた取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の額を年額1億800万円以内とすること、及び各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的な金額、支給時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきお諮りするものであります。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案に係る監査等委員以外の取締役の員数は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行することとなりますので、監査等委員である取締役の報酬の額につきまして、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、年額480万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的な金額、支給時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきお諮りするものであります。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

以上

(添付書類)

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の経営成績

当連結会計年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日）における世界経済は、中国をはじめアジア新興国等の経済の先行き、政策に関する不確実性による影響、通商問題の動向、金融資本市場の変動の影響等がありますが、グローバル経済は堅調で緩やかな拡大基調を維持しております。

わが国経済は、個人消費がいまだ力強い回復軌道に乗らないながらも、五輪関連や生産性向上に関わる設備投資の増加や公共投資の執行、在庫循環の改善により、景気は緩やかな回復基調にあります。

このような状況のもと、当社グループは、平成28年5月に策定した中期経営計画のもと、精密分野でのカテゴリNo.1の実現を目指し、取り組んでまいりました。売上高につきましては、接続端子事業およびプレジジョン事業が好調で増収となりましたが、時計事業と電子事業で減収となり、結果、全体では減収となりました。営業利益におきましては、接続端子事業・プレジジョン事業が好調に推移したことにより、全体で増益となりました。

以上のことから、当連結会計年度の売上高は315億16百万円（前年同期333億32百万円 前年同期比5.4%の減収）、営業利益は9億95百万円（前年同期8億51百万円 前年同期比17.0%の増益）、経常利益は11億31百万円（前年同期9億56百万円 前年同期比18.4%の増益）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券売却益や国内での新工場建設に伴う固定資産の減損損失・繰延税金資産の取崩などにより、最終利益は5億31百万円となり前年同期1百万円に対し大幅な増益となりました。

(2) セグメント区分別の概況

時計事業セグメント

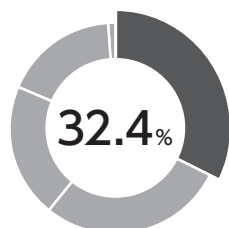
■ 売上高

102億20百万円 (前期比 10.9%減) ▼

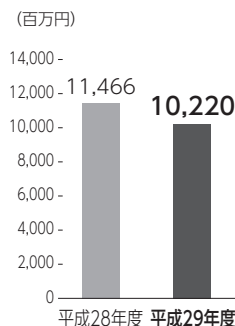
■ セグメント利益

△52百万円 (前年同期10百万円)

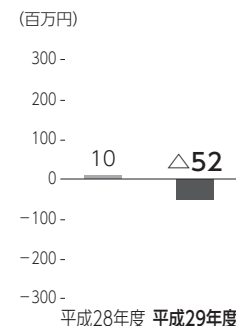
売上高構成比



売上高



セグメント利益



主要な事業内容

掛時計・置時計・目覚時計、デジタル時計、設備時計、ムーブメントなどのクロックおよびU S B ファン、防災行政ラジオなどの製造販売。

時計事業におきましては、国内では、リズムブランドの認知拡大とギフト売上拡大に積極的に取り組んでおりますが、主力の量販店売上が減少、また、不採算商品の縮小により減収となりました。利益面につきましても、原価率の改善は進んでいるものの売上減少やブランド構築費の増加により減益となりました。

海外では、中国でのインターネット向け販売が好調だったものの、海外でウォッチ販売事業から撤退したことの影響により減収となりました。また、利益面につきましても、ベトナム工場において収益改善への取り組みが進んではいるものの、海外全体では販管費の増加等により営業損失となりました。

これらの結果、時計事業全体では減収、営業損失となりました。

以上のことから、当連結会計年度の売上高は102億20百万円となり、前年同期114億66百万円に対し、10.9%の減収となりました。営業利益は前年同期10百万円に対し、52百万円の営業損失となりました。

接続端子事業セグメント

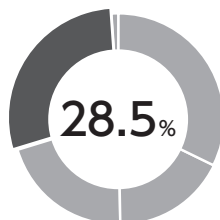
■ 売上高

89億84百万円 (前期比11.4%増) 

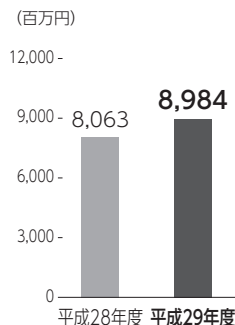
■ セグメント利益

9億29百万円 (前期比16.6%増) 

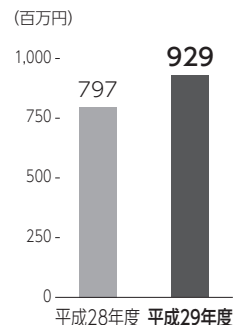
売上高構成比



売上高



セグメント利益



主要な事業内容

タブ端子・テーピング端子・端子台など、自動車、太陽光発電、電動アシスト自転車や家電製品に使用される接続端子等の製造販売。

接続端子事業におきましては、国内では、家電・自動車・AV機器向けの部品の受注が好調で増収増益となりました。

海外では、原材料の高騰もありましたが、インドネシア・ベトナムでの自動車や二輪向け部品の受注が好調に推移したことに加え、中国工場の採算が改善したこともあり増収増益となりました。

これらの結果、接続端子事業全体では増収増益となりました。

以上のことから、当連結会計年度の売上高は89億84百万円となり、前年同期80億63百万円に対し、11.4%の増収となりました。営業利益は9億29百万円となり、前年同期7億97百万円に対し、16.6%の増益となりました。

プレジジョン事業セグメント

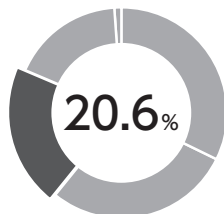
■ 売上高

65億6百万円 (前期比4.6%増) 

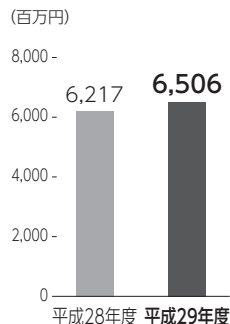
■ セグメント利益

7億1百万円 (前期比82.9%増) 

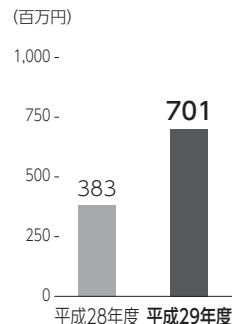
売上高構成比



売上高



セグメント利益



主要な事業内容

産業機械、光学機器、事務・通信機器、自動車、時計等に使用される精密部品、および高難度精密金型の製造販売。

プレジジョン事業におきましては、国内では、工作機械部品の受注が引き続き好調に推移しました。また、車載カメラ部品など新領域の精密加工部品の受注も増加、生産ラインの合理化・効率化効果も寄与し、増収増益となりました。

海外では、ベトナムでの事務機器向けの精密加工部品の受注拡大と製造工程品質の向上成果により、増収増益となりました。

これらの結果、プレジジョン事業全体では増収増益となりました。

以上のことから、当連結会計年度の売上高は65億6百万円となり、前年同期62億17百万円に対し、4.6%の増収となりました。営業利益は7億1百万円となり、前年同期3億83百万円に対し、82.9%の増益となりました。

電子事業セグメント

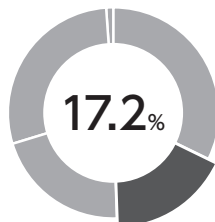
■ 売上高

54億35百万円 (前期比24.9%減) ▼

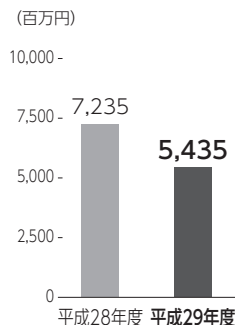
■ セグメント利益

△2億59百万円 (前年同期71百万円)

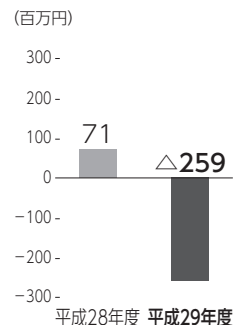
売上高構成比



売上高



セグメント利益



主要な事業内容

電子機器などのEMS、情報関連機器、車載関連機器、加飾複合品などの製造販売。

電子事業におきましては、国内では、美容機器などのEMSを新規受注・生産を開始しましたが、情報機器分野の想定以上の受注減少を埋めることができず減収、加えて、構造改革の一環として不採算ビジネスの対処費用を計上したことにより営業損失となりました。

海外では、ベトナムでの電子機器などのEMSの受注増により増収となりましたが、中国での受注減少により営業損失となりました。

これらの結果、電子事業全体では減収、営業損失となりました。

以上のことから、当連結会計年度の売上高は54億35百万円となり、前年同期72億35百万円に対し、24.9%の減収となり、営業利益は前年同期71百万円に対し、2億59百万円の営業損失となりました。

その他の事業セグメント

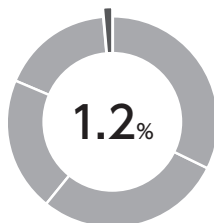
■ 売上高

3億70百万円 (前期比5.8%増) 

■ セグメント利益

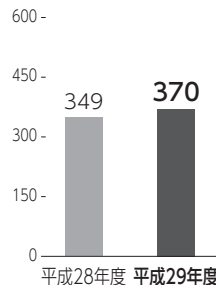
55百万円 (前期比3.0%減) 

売上高構成比



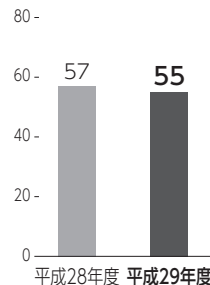
売上高

(百万円)



セグメント利益

(百万円)



主要な事業内容

物流サービス、ギフト・その他。

物流事業その他事業につきましては、物流子会社におけるグループ外での受注が拡大したことにより増収となりましたが、前期の新倉庫建設に伴う費用増加により、営業利益は前期並みとなりました。

以上のことから、当連結会計年度の売上高は3億70百万円となり、前年同期3億49百万円に対し、5.8%の増収となりました。営業利益は55百万円となり、前年同期57百万円に対し、3.0%の減益となりました。

セグメント別売上高一覧表

区 分	平成29年3月期		平成30年3月期		増減率
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	
時 計 事 業	11,466	34.4	10,220	32.4	△10.9%
接 続 端 子 事 業	8,063	24.2	8,984	28.5	11.4%
プ レ シ ュ ン 事 業	6,217	18.7	6,506	20.6	4.6%
電 子 事 業	7,235	21.7	5,435	17.2	△24.9%
そ の 他 の 事 業	349	1.0	370	1.2	5.8%
合 計	33,332	100.0	31,516	100.0	△5.4%

(3) 設備投資及び資金調達状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、10億14百万円となり前年同期13億2百万円に対し22.1%減少しております。主として、接続端子事業及びプレシジョン事業での生産設備取得によるものであります。

なお、所要資金につきましては、全額自己資金を充当いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、これまで培ってきた事業基盤を最大限に活用し、グループの強みを活かし「精密分野でのカテゴリーNo.1の実現」に向け経営資源を集中し「RHYTHM」ブランド価値向上に努めてまいります。各事業とも、お客様との協創によりソリューションを提供し、長期的な視点で企業価値向上に努め、持続的な成長を図ってまいります。また、継続的な事業ポートフォリオの見直しや事業シナジー効果の見込めるM&A、構造改革の推進、将来を見据えた業務改革に取組み、安定した経営基盤の確立に向け取り組んでまいります。

<目標とする経営指標>

(※2018年5月15日公表値)

経 営 指 標	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
	(実績)	(実績)	(実績)	(目標)※
売 上 高 営 業 利 益 率 (%)	1.7	2.6	3.2	4.1
自 己 資 本 当 期 純 利 益 率 (ROE) (%)	3.1	0.0	1.8	3.3
連 結 売 上 高 (億 円)	333	333	315	330
海 外 売 上 高 比 率 (%)	32.8	36.4	36.8	40.0

※中期経営計画では、株主が期待する高収益で資本効率の良い会社をめざすため、収益力の強化とROEの改善を第一とし、最終年度である2018年度に売上高営業利益率5%、ROE5%を目標値として掲げておりましたが、経営環境の変化と構造改革を引き続き進めていくため、見直すことといたしました。

【カテゴリーNo.1を目指す分野】

時計事業：クロック・小型ファン・防災行政ラジオ

接続端子：接続端子・小型精密プレス部品

プレジジョン事業：精密金型・精密加工部品

電子事業：電子機器などのEMS・加飾複合品

① 時計事業

国内外ともに収益の最大化を図り、新たな成長に向けた基盤づくりに取り組んでまいります。

「RHYTHM」ブランド戦略を一部見直し、引き続きグループ全体で「RHYTHM」ブランド認知度向上に取り組んでまいります。主力の国内クロック分野では、「RHYTHM」ブランドを基軸とした新型販売を強化するとともに、営業・商品・販促連動により長期的にギフト需要の拡大に努めてまいります。クロック以外の商品群については、小型ファンや防災行政ラジオに続く新製品の開発も進めてまいります。これらと並行して、商品ラインナップの再構築により収益の改善を図ってまいります。

海外販売におきましては、米国市場ではインターネット販売の拡大、中国をはじめとした重点市場では新型販売の強化やインターネット販売の新規開拓に努めてまいります。

生産面では、ベトナム工場と中国工場の連携を強化し、事業部一体となった運営により最適化生産を進め、生産性向上を図ってまいります。

② 接続端子事業

家電民生用機器の部品や自動車・二輪の成形・複合品等に強みのある当事業は、更なる営業活動強化、海外への自社部品の拡販に努め、売上拡大を図ってまいります。

営業面では、自動車の電装部品に強みを持つ当社グループは、ネットワークを活かし、日系企業のみならず、自動車や電気機器関連会社との取引拡大をめざし、技術力や製造力をアピールしながら各拠点の受注拡大に努めてまいります。

生産面では、人手不足や賃金アップ、原材料の高騰などへ対処するため、生産効率アップ、半自動化や自動化のための設備投資を進めてまいります。また、将来成長に向けた基盤づくりとして、人員増強と育成を進めてまいります。

③ プレジジョン事業

永年培ってきた高難度精密金型・成型技術は、ミクロン単位の精度まで向上してまいりましたが、拡大する市場の要望にあわせ、技術の更なるレベルアップに挑戦し、人材育成を進め、事業基盤づくりに注力してまいります。

国内では、工作機械部品、車載カメラ部品等の売上拡大に取り組みます。特に工作機械部品は、年内に竣工する新工場の建設に注力し、製造工程の効率化による生産能力の最大化を進めてまいります。また、2019年度竣工予定の金型・成形工場の建設準備を進めてまいります。

海外では、ベトナムでの設備投資による生産力の早期拡大とコスト競争力強化による受注の拡大、中国での生産工程および品質管理制度の再強化を図り、新規取引の拡大を図ってまいります。

④ 電子事業

昨今の急激な受注環境の変動に対応するため、引き続き構造改革と新規受注活動強化に取り組んでまいります。

カテゴリNo.1の商材におきましては、開発支援・金型・成形・加飾・回路実装を絡めた「電子機器などのEMS」、「加飾複合品」に特化してまいります。

国内では、生産体制のスリム化と生産効率向上を進め、コスト競争力を向上させてまいります。

海外では、ベトナムでの電子機器などのEMSの受注拡大、中国での加飾複合品の受注拡大に努めてまいります。

営業面では、重点活動として新規取引先の開拓を実施し、2019年からの成長軌道への転換に向け準備を進めてまいります。

株主還元につきましては、安定配当、概ね30%の配当性向を基本とし、自己株式の取得も継続的かつ機動的に実施してまいります。

また、当社グループ各社では、女性や外国人をはじめとする多様な人財が活躍できる環境づくりを従業員が主体となって推進しており、今ではグループ全体の役員に占める外国人の比率は2割を超えております。経営陣は多様な人財が最大限に活躍できる環境整備に努めてまいります。

さらに、適時コンプライアンスマニュアルの見直しを行い、全役員・従業員が参加するコンプライアンス研修を実施し、法令遵守を図ってまいります。

このように当社グループは、収益性を高める施策を積極的に展開し、企業価値、株主価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	37,392	33,338	33,332	31,516
経常利益 (百万円)	1,319	769	956	1,131
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,061	1,053	1	531
1株当たり当期純利益 (円)	9.21	10.42	0.17	59.61
総資産 (百万円)	47,222	45,195	44,521	41,036
純資産 (百万円)	36,512	32,118	31,263	28,775

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
 2. 平成29年10月1日付で普通株式10株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。
 前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な子会社の状況 (平成30年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
東北リズム株式会社	300百万円	100%	精密部品・高難度精密金型の製造・販売
リズム協伸株式会社	257百万円	100%	接 続 端 子 の 製 造 ・ 販 売
RHYWACO(H.K.)CO.,LTD.	26,000千HK\$	100%	時 計 の 販 売
RHYTHM INDUSTRIAL(H.K.)LTD.	22,000千HK\$	100%(*)	時計・電子機器・自動車機器・ 精密金型・樹脂成形部品の販売
RHYTHM PRECISION VIETNAM CO.,LTD.	20,000千US\$	100%(*)	時計・電子機器・自動車機器・ 精密金型・樹脂成形部品の製造・販売
RHYTHM INDUSTRIAL (DONG GUAN)LTD.	112,842千HK\$	100%(*)	時計・電子機器・自動車機器・ 精密金型・接続端子の製造・販売
KYOSHIN VIETNAM CO.,LTD.	4,000千US\$	100%(*)	プレス部品の製造・販売
PT. RHYTHM KYOSHIN INDONESIA	18,000千US\$	100%(*)	プレス部品の製造・販売

(注) 「当社の出資比率」欄の * 印は間接保有を含めております。

② 企業結合の成果

上記の重要な子会社を含む連結子会社は14社であります。

(7) 主要な事業内容 (平成30年3月31日現在)

① 主要な事業内容

各種クロック・ウォッチ・接続端子及び部品・高難度精密金型・情報機器・車載機器・電子部品・その他精密機械各種の製造並びに販売。

② 重要な契約

当社の国内向けクロックのCITIZENブランドの使用について、シチズン時計株式会社と契約を締結しております。

(8) 主要な事業所 (平成30年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

名 称	所 在 地	
本 社	埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目299番地12	
事 業 所	益 子 工 場	栃木県芳賀郡益子町
支 店	東 京 支 店	東京都台東区
	大 阪 支 店	大阪府大阪市中央区

② 子会社の事業所

会 社 名	所 在 地
東北リズム株式会社	福島県会津若松市
株式会社プリテック	群馬県館林市
リズム協伸株式会社	東京都港区
リズムサービス株式会社	茨城県筑西市
リズム開発株式会社	埼玉県さいたま市大宮区
RHYTHM U.S.A.,INC.	米国 ジョージア州 アトランタ市
RHYWACO(H.K.)CO.,LTD.	中国 香港 九龍
RHYTHM INDUSTRIAL(H.K.)LTD.	中国 香港 九龍
RHYTHM PRECISION VIETNAM CO.,LTD.	ベトナム ハノイ市
RHYTHM INDUSTRIAL(DONG GUAN)LTD.	中国 広東省 東莞市
KYOSHIN VIETNAM CO.,LTD.	ベトナム ホーチミン市
KYOSHIN INDUSTRY ASIA PTE LTD	シンガポール
RHYTHM KYOSHIN HANOI CO.,LTD.	ベトナム ハノイ市
PT. RHYTHM KYOSHIN INDONESIA	インドネシア 西ジャワ州 プカシ県

(9) 従業員の状況 (平成30年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
3,067名	111名減

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
230名	34名減	45.8歳	19.1年

(注) 上記には、派遣者 (59名)、退職者 (2名) 及び臨時雇用人員 (75名) は含んでおりません。

2. 会社の株式に関する事項 (平成30年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 18,522,900株

(2) 発行済株式の総数 9,385,093株
(自己株式1,121,937株を含む。)

(3) 単元株式数 100株

(4) 当期末株主数 9,292名
(前期末比1,349名減)

(5) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
シチズン時計株式会社	597	7.2
日本生命保険相互会社	471	5.7
株式会社埼玉りそな銀行	360	4.4
共栄火災海上保険株式会社	350	4.2
株式会社三井住友銀行	343	4.2
三井住友信託銀行株式会社	300	3.6
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	244	3.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	235	2.8
株式会社武蔵野銀行	217	2.6
GOVERNMENT OF NORWAY	201	2.4

(注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数 (自己株式を除く) に対する所有株式数の割合であります。
2. 千株未満は切り捨てて表示しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

①単元株式数変更および株式併合

当社は、平成29年10月1日付で、当社株式の売買単位（単元株式数）を1,000株から100株に変更するとともに、当社普通株式10株を1株とする株式併合を行いました。

これに伴い、発行可能株式総数は166,706,100株減少し18,522,900株となり、発行済株式の総数は84,465,846株減少し9,385,093株となっております。

②自己株式の取得

当社は、平成29年5月24日および平成30年2月22日の取締役会決議に基づき、次のとおり自己株式を取得いたしました。

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得した株式の数	1,015,600株
株式の取得価格総額	2,313,521,600円
取得期間	平成29年5月25日から平成30年3月23日
取得の方法	東京証券取引所における市場買付（ToSTNeT-3を含む）

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成30年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	樋口孝二	
取締役常務執行役員	奥田伸一郎	管理本部長兼企画部長、 コンプライアンス推進室・内部監査室担当
取締役常務執行役員	平田博美	接続端子事業担当、リズム協伸株式会社代表取締役社長
取締役相談役	笠間達雄	
取締役	柴田顕士	
取締役	辻龍也	

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常 勤 監 査 役	小 泉 裕 一	
監 査 役	高 木 権之助	高木法律事務所代表
監 査 役	山 下 和 彦	株式会社チノー社外監査役、 株式会社オプトエレクトロニクス監査等委員である社外取締役
監 査 役	鈴 木 欽 哉	公認会計士鈴木欽哉事務所代表、双信電機株式会社社外監査役

- (注) 1. 監査役鈴木欽哉氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 取締役柴田顕士及び取締役辻龍也の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所が指定を義務づける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役高木権之助、監査役山下和彦及び監査役鈴木欽哉の3氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所が指定を義務づける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。
4. 社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係については、(3)社外役員に関する事項に記載しております。
5. 当事業年度末日後に生じた取締役の担当および重要な兼職の異動は次のとおりであります。

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況		異動年月日
		変更前	変更後	
取締役常務執行役員	奥田 伸一郎	管理本部長兼企画部長、 コンプライアンス推進室・ 内部監査室担当	管理本部長	平成30年4月1日

6. 当社は、平成28年6月より執行役員制度を導入しております。取締役のうち、同役員を兼任している者は樋口孝二、奥田伸一郎、平田博美の3氏であります。その他、平成30年3月31日現在の執行役員は、プレシジョン事業担当の湯本武夫、時計事業担当の酒井清貴、電子事業担当の関根文男、時計事業担当の北坂亨正の4氏が在任しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	報酬等の額	人 数	うち社外役員	
取 締 役	79百万円	6名	2名	9百万円
監 査 役	26百万円	4名	3名	12百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月23日開催の第80回定時株主総会において年額1億80百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月23日開催の第80回定時株主総会において年額48百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役高木権之助氏は、高木法律事務所の代表者であり、当社は従前同氏との間で顧問契約を締結しておりましたが、平成28年9月をもって同契約を解除しております。

監査役山下和彦氏は、株式会社チノールの社外監査役、株式会社オプトエレクトロニクスの監査等委員である社外取締役を務めておりますが、当社と両者との間にはそれぞれ特別の利害関係はありません。

監査役鈴木欽哉氏は公認会計士鈴木欽哉事務所の代表者であり、双信電機株式会社社外監査役を務めておりますが、当社と両者との間にはそれぞれ特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	柴田 顕士	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、管理部門出身としての幅広い見識を活かし、社外の立場から適宜発言を行っております。
社外取締役	辻 龍也	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、経営者としての経験を活かし、社外の立場から適宜発言を行っております。
社外監査役	高木 権之助	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、監査役会13回全てに出席し、弁護士としての専門的知識を活かし、社外の立場から適宜発言を行っております。
社外監査役	山下 和彦	当事業年度に開催された取締役会17回のうち15回、監査役会13回のうち12回に出席し、経営者としての経験を活かし、社外の立場から適宜発言を行っております。
社外監査役	鈴木 欽哉	当事業年度に開催された取締役会17回全て、監査役会13回全てに出席し、公認会計士としての専門的知識を活かし、社外の立場から適宜発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は会社法第427条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等

44百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

44百万円

- (注) 1. 当社と有限責任監査法人トーマツとの間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず実質的にも区別できないため、上記の金額には金融商品取引法に基づく報酬等の額を含めて記載しております。
2. 監査役会は、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積り等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 重要な子会社の計算関係書類の監査

当社の重要な子会社のうちRHYTHM INDUSTRIAL(H.K.)LTD.他は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれら資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

[業務の適正を確保するための体制]

当社は、当社グループの業務の適正を確保するための体制として取締役会において以下のとおり決議しております。

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス全体を統括する組織として、コンプライアンス推進室を設置し、当社グループ（当社及び子会社から成る企業集団をいう。以下、同じ。）役員及び従業員に教育を実施するなど、コンプライアンスの推進を図る。また、当社役員で構成するコンプライアンス推進委員会は、当社グループに設置した「コンプライアンス推進会議」から定期的に推進状況の報告を受け、職務の執行においてコンプライアンス違反がないことを確認する。
- ② 「リズムグループコンプライアンスマニュアル」を制定し、当社グループ役員及び従業員の遵守徹底を図る。
- ③ 当社グループ内における法令若しくは定款等に違反する行為、または不正行為による不祥事の未然防止及び早期発見を図るため、「内部通報制度」を設け、社内及び社外に相談窓口を設置する。
- ④ 内部監査室を設置し、監査計画に基づき当社グループにおける業務執行が法令及び社内規程に適合しているか否かの監査を実施する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 法令及び社内規程に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係る文書その他の情報を適切に保存及び管理を行う。
- ② 取締役及び監査役からこれらの文書の閲覧請求があった場合、直ちに対応可能な体制を整備し、維持する。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「経営危機管理規程」を制定し、リスク管理の方法等の基本事項を定め、リスクの低減に努めるとともに、当社グループ共通のリスク管理については当社主管部門が子会社各社と協働し損失の発生を未然に防ぐ。
- ② 有事においては、必要に応じ対策本部を設置し対応にあたる。

(4) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループでは定例取締役会を原則毎月1回以上開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令及び定款に定める事項のほか、取締役会で決議及び報告すべき重要事項を定めたグループ共通の「取締役会規程」に基づき意思決定を行うとともに、取締役の業務執行を監督する。
- ② 取締役会の機能強化と迅速な意思決定を図るため、経営に係わる重要方針及び業務執行に関する重要事項のほか、「経営会議規程」で定める事項について経営会議で協議決定する。
- ③ 取締役会及び経営会議の決定に基づく業務執行は、「組織規程」「職務権限規程」及び「業務分掌規程」において、それぞれ責任者の権限及び責任を明確化するとともに、執行手続の詳細について定める。

(5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 子会社の運営については、その自主性を尊重しつつ、「関係会社管理規程」に基づき行い、当社グループに係わる重要事項については、定期的にグループ会議を開催し、協議する。
- ② 子会社の経営の重要事項に関しては、社内規程に基づき当社の事前承認、または報告を求めるものとする。また、事業計画等の報告は定期的に受け、業務の適正性を確認する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査役の職務を補助するため管理担当部門に事務局を設ける。
- ② 事務局の人数、人選等は常勤監査役と取締役が協議のうえ決定する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 事務局員の人事異動については、取締役からの独立性を確保するため、監査役会の事前の同意を得るものとする。
- ② 事務局員は、監査役から調査や説明、報告を求められたときは、監査役の指揮命令に従うものとする。

(8) 当社及び子会社の取締役等及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社グループの取締役は、会社に法令若しくは定款に違反する行為、又は著しい損害の生じる恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。当社グループの使用人は、前述の事実を発見したときは、直ちに取締役へ報告する。
- ② 当社グループの取締役は、監査役から業務の執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならない。

(9) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループ各社は、法令及び「リズムグループコンプライアンスマニュアル」に基づき、監査役に報告をした者に対して、報告を理由とした懲罰、不当な配置転換等、報告者にとって不利益な取扱いを行うことを禁止する旨、役員及び従業員に周知徹底する。

(10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續等に係る方針に関する事項

- ① 監査役職務の執行のために必要な費用については、職務の執行が円滑に行われるよう前払又は償還の手續等について、監査役の請求に従い円滑に行う体制を整備する。
- ② 監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設ける。

(11) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役が取締役会及び経営会議その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることができる環境を整備する。
- ② 監査役は会社に対処すべき課題、監査役職務の執行環境整備状況、監査上の重要課題等について代表取締役や他の取締役と定期的に意見交換を行う。
- ③ 監査役は会計監査人と適宜情報交換を行い、相互連携を図る体制をとる。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社グループは財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等の法令の主旨に則り、「財務報告に係る内部統制構築の基本方針」を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の整備運用を行い、その有効性を継続的に評価、報告する。
- ② 内部監査室は財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を検討、評価し、監査を受けた部門は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

(13) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

- ① 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは断固として対決し、一切の関係を持たないことを「コンプライアンス行動指針」に定め、基本方針としている。
- ② 管理担当部門統括のもと、適宜警察や顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的且つ速やかに対応する。

[業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要]

(1) コンプライアンス

当社グループは、グループコンプライアンスを「社訓に掲げる行動規範に準拠した各種の経営活動を通じてステークホルダーの信頼を得ながら、経営理念の実現を図る全ての活動」と位置付けております。

グループ各社の従業員に対しては、定期的にコンプライアンス研修を実施することにより、意識の向上に取り組んでおります。また、当社役員に対しては外部講師によるコンプライアンス研修を実施しております。

また、当社は社内・社外に相談窓口を設置し、グループ各社の全従業員に周知しております。

(2) 取締役の職務の執行

取締役会は、社外取締役2名を含む6名で構成されており、社外監査役3名を含む監査役4名も出席しております。当事業年度において、取締役会は17回開催しており、十分な議論を尽くして経営に関する重要事項及び法令で定められた事項の決定、並びに業務執行状況の監督を行っております。

(3) 監査役の職務の執行

監査役会は、社外監査役3名を含む4名で構成されております。当事業年度において、監査役会は13回開催しており、常勤監査役からの会社の状況に関する報告、及び監査役相互による意見交換が行われております。

(4) 内部監査の実施

内部監査室は、関係部門と協力して年間の監査計画に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施、取締役会に報告しており、業務の改善に努めております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	25,997	流動負債	5,841
現金及び預金	9,497	支払手形及び買掛金	3,205
受取手形及び売掛金	5,559	短期借入金	312
電子記録債権	1,843	一年内返済長期借入金	245
有価証券	1,000	未払金	791
たな卸資産	7,460	未払費用	352
前払費用	154	未払法人税等	355
繰延税金資産	104	賞与引当金	221
その他	602	役員賞与引当金	17
貸倒引当金	△224	その他	340
固定資産	15,039	固定負債	6,419
有形固定資産	7,983	社債	5,000
建物及び構築物	3,006	長期借入金	86
機械装置及び運搬具	2,295	繰延税金負債	199
工具・器具及び備品	477	退職給付に係る負債	753
土地	2,092	その他	380
建設仮勘定	111	負債合計	12,260
無形固定資産	1,898	(純資産の部)	
のれん	1,388	株主資本	26,798
ソフトウェア	288	資本金	12,372
その他	221	資本剰余金	9,806
投資その他の資産	5,156	利益剰余金	7,112
投資有価証券	3,327	自己株式	△2,492
長期貸付金	101	その他の包括利益累計額	1,977
破産更生債権等	5	その他有価証券評価差額金	796
信託建物及び構築物	368	為替換算調整勘定	1,205
信託土地	33	退職給付に係る調整累計額	△25
繰延税金資産	220	純資産合計	28,775
退職給付に係る資産	367	負債及び純資産合計	41,036
その他	839		
貸倒引当金	△107		
資産合計	41,036		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	31,516
売上原価	23,473
売上総利益	8,043
販売費及び一般管理費	7,048
営業利益	995
営業外収益	
受取利息	6
受取配当	94
受託配債	187
その他	173
営業外費用	131
払向利	44
貸付費用	141
信託費用	84
為替差	89
その他	43
特別利益	53
固定資産売却益	1
投資有価証券売却益	273
特別損失	
固定資産処分損失	12
固定資産売却損失	5
減損損失	88
税金等調整前当期純利益	106
法人税、住民税及び事業税	1,300
法人税、住民税等調整額	587
当期純利益	180
親会社株主に帰属する当期純利益	768
	531
	531

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
流 (資産の部)	13,498	流 (負債の部)	1,691
現金及び預金	4,883	支払手形	68
受取掛手	255	買掛金	890
電取掛債	2,268	一年内返済長期借入金	200
有価証券	368	未払金	288
商製原仕貯前短そ貸倒引当金	1,000	未払費用	27
材掛蔵	100	未払法人税等	54
材掛蔵	2,826	前受り	12
材掛蔵	0	役員賞与引当金	125
材掛蔵	710	その他の	5
材掛蔵	59	固定負債	17
材掛蔵	86	社債	5,000
材掛蔵	451	繰延税金負債	62
材掛蔵	201	退職給付引当金	115
材掛蔵	284	資産除去債務	149
材掛蔵	△1	その他の	191
材掛蔵	16,695	負債合計	7,210
材掛蔵	2,131	(純資産の部)	
材掛蔵	469	株主資本	22,214
材掛蔵	5	資本金	12,372
材掛蔵	278	資本剰余金	9,806
材掛蔵	1,362	資本準備金	3,419
材掛蔵	15	その他資本剰余金	6,387
材掛蔵	335	利益剰余金	2,527
材掛蔵	37	その他利益剰余金	2,527
材掛蔵	0	繰越利益剰余金	2,527
材掛蔵	217	自己株式	△2,492
材掛蔵	79	評価・換算差額等	769
材掛蔵	14,227	その他有価証券評価差額金	769
材掛蔵	3,221	純資産合計	22,983
材掛蔵	9,676	負債及び純資産合計	30,193
材掛蔵	101		
材掛蔵	654		
材掛蔵	368		
材掛蔵	33		
材掛蔵	5		
材掛蔵	31		
材掛蔵	242		
材掛蔵	△107		
材掛蔵	30,193		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		11,505
売上原価		8,515
売上総利益		2,990
販売費及び一般管理費		3,537
営業損失(△)		△546
営業外収益		
受取利息	17	
受取配当金	579	
受取賃料	294	
受信託の収入	173	
その他	46	1,111
営業外費用		
支払利息	35	
支出向貸費用	167	
賃信託費用	145	
為替差損	89	
その他	13	
経常利益	12	463
特別利益		101
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	273	273
特別損失		
固定資産処分損失	3	
減損損失	80	83
税引前当期純利益		291
法人税、住民税及び事業税	27	
法人税等調整額	138	166
当期純利益		125

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月15日

リズム時計工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 谷 和 正 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 浦 竜 人 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、リズム時計工業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リズム時計工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月15日

リズム時計工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森谷和正 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松浦竜人 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、リズム時計工業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月15日

リズム時計工業株式会社 監査役会

常勤監査役 小 泉 裕 一 ㊟

監 査 役 高 木 権之助 ㊟

監 査 役 山 下 和 彦 ㊟

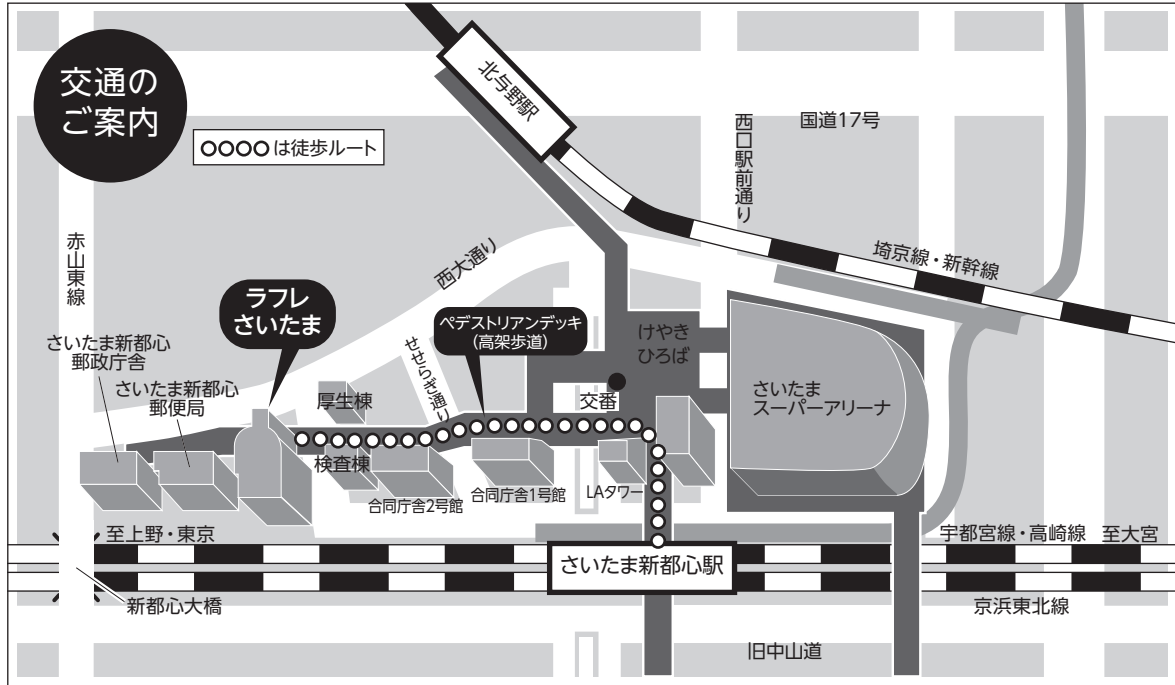
監 査 役 鈴 木 欽 哉 ㊟

(注) 監査役高木権之助、監査役山下和彦及び監査役鈴木欽哉は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 埼玉県さいたま市中央区新都心3番地2
ラフレさいたま 3階 桜ホール
電話 048-601-1111 (代)



電車をご利用の場合

○JR京浜東北線・宇都宮線・高崎線「さいたま新都心駅」下車 徒歩約7分
※東北・上越・北陸新幹線ご利用の方は「大宮駅」でお乗り換えください。

リズム時計工業株式会社

ホームページアドレス <http://www.rhythm.co.jp/>

※本総会専用の駐車場の用意はございませんので、ご了承ください。



UD FONT